

チベットにおける〈五位〉説

—Sa paṇ 著 *gShuñ lugs legs par bśad pa*を通して—

池田練太郎

On the Theory of the Five Classifications (*gshi lña*) in Tibet,
according to the *gShuñ lugs legs par bśad pa*

Rentarō Ikeda

いわゆる〈五位〉といわれるものは、説一切有部 (Sarvāstivādin) において形成された諸法の体系である。この説は、『品類足論』に初めて現われてから¹⁾、その中に含む法の数え方などについても様々な変遷を経て、やがて『俱舍論』(Abhidharmakośabhāṣya, 以下 *AKBh* と略す) において、ほぼ最終的な段階に到達したといえる。本稿では、インドで成立したこの説が、チベットではどのように受け入れられていたかを、Sa skya paṇḍita Kun dgaḥ rgyal mtshan (1182-1251) の *gShuñ lugs legs par bśad pa*(以下 *SLL* と略す)²⁾ を通して概観してみようと思う。この書を選んだ理由は、本書が17・18世紀頃にチベットにおいて盛んに著わされた、仏教教理概説書である一群の「宗義書」(*grub m-thaḥ*) 文献³⁾ の原型をなすものと考えられるからである⁴⁾。むしろ、この小さな文献を通して、チベットにおける〈五位〉説の受容全体を理解したと考えるなど許されることではないが、ある程度の傾向を読み取ることは可能であると考ええる。

I *SLL* における「5つの基礎 (〈五位〉)」の説

初めに、*SLL* に示される〈五位〉に関する記述の箇所を引用しておく。

/gsum pa gshi lña rdsas su grub pa dañ ma grub paḥi tshul mi mthun te/Bye brag tu smra ba ni/gshi lña char rdsas su ḥdod la/mDo sde pa ni gzugs dañ sems dañ sems las byuñ ba gsum rdsas su yod ciñ/mi ldan paḥi ḥdu byed dañ/ḥdus ma byas ni rdsas su mi ḥdod de/deḥaṅ gshi lña las

〔I〕 *gzugs kyi gshi ni mig la sogs paḥi dbaṅ po lña dañ/gzugs la sogs paḥi don lña dañ/rnam par rig byed ma yin paḥi gzugs so/*

〔II〕 */sems ni rnam par śes paḥi tshogs drug*

go/ /rnam śes tshogs brgyad du ḥdod pa Sems tsam paḥi lugs so/

〔III-a〕 */sems las byuñ ba ni bshi bcu rtsa drug ste/ sems kyi sa mañ po pa bcu dañ/ dge baḥi sa mañ po pa bcu dañ/ ñon moñs paḥi sa pa drug dañ/ mi dge baḥi sa pa gñis dañ/ ñon moñs pa chuñ nuḥi sa pa bcu dañ/ma nes paḥi sa pa brgyad do/*

〔III-b〕 */sems las byuñ ba lña bcu rtsa gcig tu bśad pa ni/ Sems tsam paḥi lugs yin te/ kun tu ḥgro ba lña dañ/ yul so sor nes pa lña dañ/ bcu gcig dge ba dañ/ rtsa baḥi ñon moñs drug dan/ ñi śu ñ: baḥi ñon moñs pa dañ /bshi gshan du ḥgyur baḥo/*

〔IV〕 *mi ldan paḥi ḥdu byed ni / dños bshi cha dañ bcas pa ste/ mÑon pa mdsod las/ mi ldan pa yi ḥdu byed rnam/ /thob dañ ma thob skal mñam dañ/ /ḥdu śes med dañ sñoms ḥjug dag/ /srog dañ mtshan ñid rna'ns dañ ni/ /miñ gi tshogs la sogs pa yañ/ /shes so/*

〔V〕 */ḥdus ma byas ni/ nam mkhaḥ dañ/ so sor brtags pas ḥgog pa dañ/ so sor brtags pa ma yin paḥi ḥgog paḥo/ /kha cig na re de bshin ñid dañ/ bshiḥo shes zer ro/*

(Tha 134a6~b6)

第3. 5つの基礎 (=五位) が実体として (*drav-yatas*) 成立するものと、〔実体として〕成立しないものの様式は一致しないのであって、毘婆沙師 (*Vai-bhāṣika*) は5つの基礎を等しく実体として主張するが、〔それに対して〕経量部 (*Sautrāntika*) は、色 (*rūpa*) と心 (*citta*) と心所 (*caitta*, *caitasika*) の3つは実体として存在し、〔心〕不相応行 (〔*citta*-〕*vi-prayukta-saṃskāra*) と無為 (*asaṃskṛta*) は実体として〔存在するとは〕主張しないのである。またその

5つの基礎のうち、

〔I〕色(rūpa)の基礎は、眼(cakṣus)などの5つの感覚器官(pañca-indriyāni, 五根)と、色(rūpa)などの5つの対象(pañca-arthāḥ, 五境)と、無表色(avijñapti-rūpa)である。

〔II〕心(citta)は、六識身(ṣaḍ vijñāna-kāyaḥ)である。識身を8と主張するのは、唯識派(Vijñānavāda)の説である。

〔III-a〕心所(caitta or caitasika)は、46〔種類〕であって、10の心の大地(mahābhūmika)と、10の大善地(kuśala-mahābhūmika)と、6の煩惱地(*kleśa-bhūmika)と、2の不善地(*akuśala-bhūmika)と、10の小煩惱地(paritta-kleśa-bhūmika)と、8の不定地(*aniyata-bhūmika)である。

〔III-b〕心所を51〔種類〕と説くのは、唯識派の説であって、5の遍行(sarvatraga)と、5の別境(viniyata)と、11の善(kuśala)と、6の根本の煩惱(kleśa)と、20の随煩惱(upakleśa)と、4の不定(*aniyama)である。

〔IV〕〔心〕不相応行([citta-]viprayukta-saṃskāra)は、部分を備えた4つの性質(bhāva?)であって、『俱舍論〔頌〕』〈Abhidharmakośa (-kārikā), 以下AKと略す〉によると「諸の〔心〕不相応行は、得(prāpti)と非得(aprāpti)と同分(sabhāga)と無想(āsaṃjñika)と定(samāpatti)と命(jīvita)と諸の相(lakṣaṇa)(=四相)と名身(nāmakāya)などとである」と言われるのである。

〔V〕無為(asamskṛta)は、虚空(ākāśa)と択滅(pratisamkhyānirodha)と非択滅(apratisamkhyānirodha)である。ある人は、〔前に挙げた3種と〕真如(tathatā)との4である、と言うのである。

上に引用したSLLの一文は、大きく言うならばSa paṅが声聞(ñān thos, śrāvaka)について解説するに際していくつかの区別を立てたうちの、「宗義の観点からの区別」(grub mthaḥi sgo nas dbye ba)⁵⁾を述べる中に現われる。更に詳しく分けるならば、「宗義の観点からの区別」において「声聞の2つの部派の主張の認識」(ñān thos kyi sde pa gñis ḥdod lugs ños gzuh ba)⁶⁾という項を設け、そこで声聞の2つの部派の説の「一致しない様式」(mi mthun paḥi tshul)について4つの点から扱うのであるが⁷⁾、その第3番目に上記の文がみられるのである。「声聞の2つの部派」とは、毘婆沙師(Bye brag tu smra ba, Vaibhāṣika)と経量部(mDo sde pa, Sautrāntika)とである。

第3番目の問題においては、引用文の冒頭に示されているように、〈五つの基礎(gshi lña)(いわゆる「五位」)〉が実体として(dravyatas)成立するか、または実体として成立しないか、という両者の主張上の相違を扱っている。

このように、いわゆる〈五位〉説を毘婆沙師と経量部の教理上の違いを対比させる中で論じていることは、インドにおいてこの説が成立してきた事情を思い合わせた場合、興味深いことといえる。なぜならば、〈五位〉の法体系は、まさに説一切有部の教理展開の一環として現われてきたものであり、その発展形成の段階では経量部という部派はまだ存在していなかったと考えられるからである。一般に経量部は、有部の内部で有部の教理の一部に批判的であった人々が元になって成立してきた部派とされているが⁸⁾、上記のように〈五位〉説に対立させて、図式的に教理上の相違の一つとしていわば〈三位〉説といえるものを明示し得たのは、やはり9・10世紀頃のインドにおいて経部の思想が重視されていたことを反映しているのである。ここでは、毘婆沙師(=説一切有部⁹⁾)と経量部の両者は、諸法を5つに分類した場合その中のいずれを実体(dravya)として認めるか、という問題を論ずるに際して〈五位〉の解説を附した形になっている。したがって重要なのは「実体か否か」という点であるが、それについては詳細に述べられてはいない。要するに、経量部も諸法を5つに分類する法体系は認めていたが¹⁰⁾ その中の不相応行(mi ldan paḥi ḥdu byed, viprayukta-saṃskāra)と無為(ḥdus ma byas, asamskṛta)を実体あるものとしては承認していなかった、という点が明確に示されているに止まる。

以下、〈五つの基礎〉の解説の中で、問題の存すると思われる点を指摘してみることにする。

まず、〔II〕の「心」(sems, citta)を述べた部分において、唯識派(Sems tsam pa, Vijñānavāda)のものとして「八識身」説を持ち出して来た点である。八識身はいうまでもなく、

1. 眼識 cakṣur-vijñāna
 2. 耳識 śrotra-vijñāna
 3. 鼻識 ghrāṇa-vijñāna
 4. 舌識 jihvā-vijñāna
 5. 身識 kāya-vijñāna
 6. 意識 mano-vijñāna
- という6つの識に、
7. 末那識 mano-nāma-vijñāna
 8. 阿頼耶識 ālaya-vijñāna

という2つの識を加えた唯識派の説であるが、しかし最初にも述べたように、上記の引用文を含むこの箇所は、もともと毘婆沙師と経量部の教理上の相違を論ずるために設けられたはずの箇所である。したがって、もし両者の説に違いがないならば、毘婆沙師の六識身のみを挙げるべきであり、唯識派の説を示したのは場違いの感じがするのである。

同様のことは、〔Ⅲ〕の「心所」(*sems las byuñ ba, caitta or caitasika*)の場合にも言い得る。*Sa pañ* は、ここでも毘婆沙師の46心所説を先に説き(〔Ⅲ-a〕)、次にそれと並記する形で唯識派の51心所説を挙げている。しかるに、*SLL* 中の純粹に唯識派について解説する項目¹⁴⁾の下では、このような51心所説については触れていないのである。

以下に、引用文中の term を挙げながら、もう一度、毘婆沙師と唯識派の心所説の分類を整理してみよう。

〔Ⅲ-a〕 毘婆沙師の心所分類

1. 心の大地〔10〕 *sems kyi sa mañ po pa, mahābhūmika*
2. 大善地〔10〕 *dge bañi sa mañ po pa, kuśalamahābhūmika*
3. 煩惱地〔6〕 *ñon moñs pañi sa pa, *kleśabhūmika*
4. 不善地〔2〕 *mi dge bañi sa pa, *akuśalahūmika*
5. 小煩惱地〔10〕 *ñon moñs pa chuñ nuñi sa pa, paritta-kleśabhūmika*
6. 不定地〔8〕 *ma ñes pañi sa pa, *aniyatabhūmika*

この心所法46種の分類は、法の数え方からみても、また分類の仕方からみても、*AKBh* の説く説を継承したものであるということが出来る。

インドにおいて心所の分類が初めて現われるのは、いわゆる「六足論」の中の一つである『界身足論』においてであるが、そこには

有=十大地法、十大煩惱地法、十小煩惱地法、五煩惱、五見、五触、五根、五法、六識身、六触身、六受身、六想身、六思身、六愛身¹²⁾。

というように3種類のみが他の種々の分類と並列的に示されるにすぎない。

またそれ以後の『品類足論』(別訳『衆事分阿毘曇論』¹³⁾)や、『大毘婆沙論』¹⁴⁾などにもこの心所法の分類は発展的に継承されていくのであるが、それらはいずれも *SLL* にみられるものとは異なっている。

AKBh に最も強い影響を及ぼした『雜阿毘曇心論』には、

1. 大地〔10〕
2. 善大地〔10〕
3. 煩惱大地〔10〕
4. 不善大地〔2〕
5. 小煩惱大地〔10〕

という5つの分類は説かれるが¹⁵⁾、*SLL* に示されている「不定地」(*ma ñes pañi sapa*)に該当する technical terms は明示されていないし、*SLL* が「煩惱地」を6法と数えているのに対して『雜阿毘曇心論』は、「煩惱大地」を10法としているのである。

以上のように、*AKBh* 以外の有部系の諸論書に現われる心所法分類の各説は、どれも *SLL* が毘婆沙師の説として挙げているものとは符合しないのである。

そこで次に、*SLL* が受け継いでいると考えられる *AKBh*¹⁶⁾ の心所に関する解説の中から、いくつかの文を引用して *SLL* の記述と比較検討してみることとする。

(a) *pañca prakārās caittā, mahābhūmikāḥ kuśalamahābhūmikāḥ kleśamahābhūmikāḥ akuśalamahābhūmikāḥ parittakleśabhūmikāś ca. bhūmir nāma gativīṣayah. ye hi yasya gativīṣayah sa tasya bhūmir iti ucyate. tatra mahatī bhūmir eṣām iti mahābhūmikāḥ ye sarvatra cetasi bhavanti. (AKBh, Pradhan ed., p. 54, ll. 13-15)*

(a') *sems las byuñ ba rñams ni rñam pa lña ste/ sa mañ po dag dañ/ dge bañi sa mañ po pa rñams dañ/ ñon moñs pañi sa mañ po pa rñams dañ/ mi dge bañi sa mañ po pa rñams dañ/ ñon moñs pañi chuñ nuñi sa pa rñams so/ /sa shes bya ba ni go skabs kyi yul te/ gañ shig gañ gi go skabs kyi yul yin pa de ni deñi sa shes byaño/ /de la ḥdi dag las sa mañ po pa yod pas na sa mañ po pa rñam ste/ gañ dag sems thams cad la ḥbyuñ baño/ (AKBh, Tib. trsl., Peking ed., No. 5591, Vol. 115, Gu 72 a 2-4)*

(b) *mahatī bhūmir mahābhūmiḥ. kleśā mahābhūmir e. ām ta ime kleśamahābhūmikā ye dharmāḥ sadaiva kliṣṭe cetasi bhavanti. (AKBh, p. 56, ll. 2-3)*

(b') *sa mañ po ni sa mañ ba yin no/ ḥdi dag la ñon moñs pañi sa mañ po yod pas/ ḥdi dag ni ñon moñs pañi sa mañ po pa dag yin te/ chos*

gañ dag ñon moñs pa can gyi sems la rtag tu hbyuñ ba yin no/ (Tib. trsl., Gu 73 b2-3)

(c) *akuśale tu cetasyāhrikyam anapatrāpyam canityam bhavata ity etau dvau dharmāv akuśalamahābhūmikāv ucyete.* (AKBh, p. 57, l. 2)

(c') / *ño tsha med pa dañ khrel med pa mi dge bañi sems la rtag tu hbyuñ bas chos ḥdi gñis ni mi dge bañi sa chen po pa dag ces byaḥo/* (Tib. trsl., Gu 74 b4)

(d) *uktā ime pañcaprakārās caittāḥ. anye'pi caniyatāḥ santi vitarka-vicāra-kaukr̥tya-middhādayaḥ.* (AKBh, p. 57, l. 8)

(d') / *sems las byuñ ba rnam pa lña po de dag bśad zin to/ / rtag pa dañ dpyod pa dañ ḥgyod pa dañ gñid la sogs pa ma ñes pa gshan dag kyañ yod pas/* (Tib. trsl., Gu 74 b7)

まず、(a)についてであるが、この文の前半は「不定」(aniyatāḥ, *ma ñes pa*)を除いた、他の5つの部類(*pañca prakārāḥ*, *rnam pa lña*)の心所を列挙している。SLLは、心所法を6種類に分類しているのであるが、AKBhは「5つの部類」と明記している。このことは、AKBh以後の議論を経た結果をSLLも踏まえているためである。

また、ここに示された5種の分類上の術語とSLLにみられる術語を比べた場合、次の二種類について相違が認められる。

AKBh	SLL
3. <i>kleśamahābhūmika</i> ⇔ 3. <i>ñon moñs pañi sa pa</i> (<i>ñon moñs pañi sa mañ po pa</i> , 大煩惱地)	3. (* <i>kleśabhūmika</i> , 煩惱地)
4. <i>akuśalamahābhūmika</i> ⇔ 4. <i>mi dge bañi sa pa</i> (<i>mi dge bañi sa mañ (or chen) po pa</i> , 大不善地)	4. (* <i>akuśalabhūmika</i> , 不善地)

このように、第3と第4のものについては、AKBhに *mahā (mañ po or chen po, 大)* という語が附されているのに対し、SLLのものにはそれがみられない。

先に掲げた AKBh の文の中には、

(a) 「ここで大地〔法〕と〔いわれるの〕は、その地が大きい〔法〕ということであり、すべての心の中に存在する〔心所法ということである〕。」

(b) 「大地とは大きな地である。これら〔の心所法〕に煩惱の大地があるので、これらは大煩惱地〔法〕なのであり、およそいかなる法にせよ、汚れた心に

は常に存在するのである。」

(c) 「しかし不善心には、無慚と無愧とは常に存在するというので、これらの二つの法は大不善地といわれるのである。」

という記述がみられるが、これによっても明らかのように、「大」(*mahā, mañ po or chen po*)という語は、それらの心所法の生起する領域が広いことを示しているのである。その意味でこの「大」という語はきわめて重要なのであり、この語を欠いたのでは大煩惱地、大不善地などの思想的な意味が失われてしまうのである。

チベット人の著わした仏教書には、省略された形の術語がしばしば用いられるが、上述のような例の場合には教理上の発展・変遷というよりは、むしろそれらの term がもっていた本来的な意味に対する無頓着、あるいは理解不足が原因となっているように思われる。ところで *Sa pañ* より約5世紀ほど後の *ICañ skya Rol pañi rdo rje* (1717-1786) の著わした『宗義書』(*Grub mthaḥ*)にも、「大不善地」となるべきところが、*mi dge bañi sa pa* (不善地)となっている¹⁷⁾。それ故、このような術語の扱い方は、*Sa pañ* か、あるいはそれ以前からのものであり、以後チベットにおいては、さして問題とされることもなく受け継がれてきたと考えられる。そしてこのことは、心所法の体系的分類ということが、チベット人の問題意識の中であまり重要な位置を占めていなかったことを物語っていると思われるのである。

〔III-b〕唯識派の心所分類

1. 遍行 [5] *kun tu ḥgro ba*, sarvatraga
2. 別境 [5] *yul so sor ñes pa*, viniyata
3. 善 [11] *dge ba*, kuśala
4. 根本の煩惱 [6] *rtsa bañi ñon mons*, **mūla-kleśa*
5. 随煩惱 [20] *ñe bañi ñon moñs pa*, upakleśa
6. 不定 [4] *gshan du ḥgyur ba*, **aniyama*

このような唯識派の心所法の分類を、最も明確に示しているのは、『大乘百法明門論』¹⁸⁾である。この論書は中国における伝承では、世親(Vasubandhu)の著とされているが、漢訳からチベット語への重訳の colophon によると、護法(Dharmapāla, *Chos skyon*)の作とするのがチベットでの伝承であって、いずれとも判定し難い。チベット語訳の中にみられる、上記の6類に対応する術語は漢訳からの重訳というためであろうが、SLLの語とは、

2. 別境 *gshan yul nes pa*

5. 随煩惱 *rjes su ḥgro baḥi ṅon moṅs pa*

の2類について相違が認められる¹⁹⁾。

また、『瑜伽師地論』(Yogācārabhūmi) 卷五十五にも五十一心所が数えられるが、心所法全体を6つの種類に分けるといふようなことはなされていない²⁰⁾。それ故、*SLL* にみられるような明確な分類が、どの論書に依るものなのかは明らかではない。

ところで、*SLL* には「根本の煩惱」(*rtsa baḥi ṅon moṅs*) という語が使われている。この表現は *SLL* に限らず、チベット撰述の論書にはしばしば用いられている。「根本煩惱」とは貪 (*rāga*)・瞋 (*pratigha*)・慢 (*māna*)・無明 (*avidyā*)・見 (*drṣṭi*)・疑 (*vicikitsā*) という6種の基本的な煩惱 (*kleśa*) を指すが、筆者の知る限り、インド撰述の論書の中に、*kleśa* に「根本」に相当する形容詞が附されて説かれる例は存在しないのである。

玄奘以後の中国・日本では「根本煩惱」という語は普通に用いられるようであるが、チベットにおいて *rtsa baḥi ṅon moṅs* という表現がどこから持ち込まれたものなのか、またチベット人自身の造り出した表現なのかははっきりしない。

「不定」*gshan du ḥgyur ba* は、毘婆沙師の心所の6類の場合の *ma ṅes paḥi sa pa* (不定地) と異った語が使われていることに注意する必要がある²¹⁾。

さて、〔IV〕の「不相応行」(*mi ldan paḥi ḥdu byed, viprayukta-saṃskāra*) については、*SLL* はこの箇所だけ *AK* の頌をそのまま引用している²²⁾。他の場合にも概ね *AKBh* の記述によっていると思われるのに、何故ここだけ *Kārikā* をそのまま引用したのかその理由は不明である。

また、「不相応行は、部分を備えた4つの性質であって……」という文章の意味は、筆者にはよく理解できない²³⁾。

最後に〔V〕の「無為」(*ḥdus ma byas, asaṃskṛta*) の場合は、まず三無為を挙げている。

1. 虚空 *nam mkhaḥ, akāśa*
2. 択滅 *so sor brtags pas ḥgog pa, pratisaṃkhyānirodha*
2. 非択滅 *so sor brtags pa ma yin paḥi ḥgog pa, apratisaṃkhyānirodha*

ところが、*SLL* はその後「ある人いわく」(*kha cig na re*) として、上記の3種の無為に

4. 真如 *de bshin ṅid, tathatā*

を加えた「四無為」の説を記している。この4種の無為は、『大乘五蘊論』に現われる説である²⁴⁾。

この無為に関しても、前述の「心」「心所」の場合のように唯識派の説を示すならば、当然『百法明門論』にみられるような

4. 不動滅 *āniṅjya*
5. 想受滅 *saṃjñāvedayitanirodha*
6. 真如 *tathatā*

の3種の無為を加えた「六無為」説を挙げるべきではないかと思われる。『五蘊論』は、世親が説一切有部の論師から唯識系の論師へと移っていく途上の論書と考えられ、完全な唯識論書とはみなし難いからである。またもし、「四無為」が経部の説であるならば、*SLL* のこの箇所はまさに毘婆沙師と経量部の主張を扱っているところなのだから、*kha cig na re* などと言わずに *mDo sde pa na re* (経量部が言うには) とすればよいはずである。

以上、*SLL* の「5つの基礎」の解説に基づいて検討して来たが、本来この項は、毘婆沙師と経量部の主張の相違を説く箇所でありながら、それについては最初の部分で少し触れたに止まり、後は「5つの基礎」の記述を機械的に行なっているにすぎない。しかも前述のように、「心所」の分類に際して、「大煩惱地」を単に「煩惱地」とし、「大不善地」を「不善地」とするなど、体系内の個々の説に対しても十分注意が払われているとは言いがたいように受け取れる。さらにまた *Sa paṅ* は毘婆沙師の説に依って「5つの基礎」について解説しながら、唯識派の説を並記したりしている。したがってこれらの点から見て、チベットにおいては、〈五位〉説はすでに仏教教理の一種として、形式的に理解されていたにすぎず、新たな展開があったとは思われないのである。

II 〈五位〉体系中の法の数について

普光が『法宗源』(卅統蔵, 1-83-4) の中で、諸法を75と示して以来、『有宗七十五法疏』(神清作とされている) という書名が現われるなど、中国や日本では有部の法体系中の諸法は75でまとめられると認められてきた。しかしこのような法の数え方は、*AKBh* において著者世親が、不定の法 (*aniyatāḥ*) について

uktā ime pañcaprakārās caittāḥ. anye'pi cāniyatāḥ santi vitarka-vicāra-kaukrtya-middhādayaḥ. (p. 57, l. 8)

と述べて、心所の5つの部類の他に尋・伺・悪作・睡眠

を列挙し、その後を“ādayah”（～等）として省略してしまつたところに、貪・瞋・慢・疑の4法を該当させることによって成り立つのである。この場合、不定法は8法となり、心所法は全部で46法となる²⁵⁾。

ところで、*SLL* も同様に「不定地」を8法であると言ひ、毘婆沙師の説く心所法を46種としている。(cf. [III-a])。この点からすると、*SLL* も一見〈七十五法〉説を支持しているように思える。しかるに、75法を数えるためには、先の46心所に、

色法	rūpa	11
○心法	citta	1
心不相応法	cittaviprayuktāḥ	14
無為法	asaṃskṛtāḥ	3
		合計29

という29法を加えるのであるが、*SLL* では、前述の如く「心」cittaとして「六識身」を挙げているのである。それ故「心所」は同じく46ではあるが、〈五位〉全体では、*SLL* の場合、80法となる。この*SLL* の心の「六識身」説は、*lCañ skya* の *Grub mthaḥ* などにも現われており²⁶⁾、チベットにおいては一般に承認されていたと考えられるから、いわゆる〈五位〉の中の法の数は、中国とチベットでは相違していたことになるのである。

(1980, 10, 2)

註

- 1) 「有_三五法_一。一色・二心・三心所法・四心不相応行・五無為。」『品類足論』卷一、「弁五事品」第一、大正蔵26, 692 b。
「問云何五。答謂、色・心・心法・心不相応行・無為。」『衆事分阿毘曇論』卷一、「五法品」第一、大正蔵 26, 627 a。
- 2) *Sa skya paḥi bkaḥ ḥbum*, vol. 5 (Tokyo 1968) pp. 61-77。
- 3) *Grub mthaḥ* 文献については、近年立川武蔵、袴谷憲昭、御牧克己等の諸氏による優れた論文が発表されている。cf. 御牧克己「*Blo gsal grub mtha'* について」『密教学』第15号、昭和53年12月、p.104, note ⑦。
- 4) *Sa paṇ* の *SLL* が *grub mthaḥ* 文献の原型的な書であることを松本史朗氏より御教示いただいた。ここに記して謝意を表します。
- 5) *SLL*, Tha 133 b1-136 a4。
- 6) *ibid.*, Tha 133 b2-134 b6。
- 7) 4つの点というのは、

1. *rdul phra rab ḥdus nas rags pa brtsams paḥi tshul mi mthun*
 2. *'es pas yul ḥdsin paḥi tshul mi mthun*
 3. *gshi lña rdsas su grub pa dañ ma grub paḥi tshul mi mthun*
 4. *śes paḥi rig tshul ni mi mthun*
- である。

- 3) 水野弘元「心・心所に関する有部・経部等の論争」『宗教研究』新 9-3, (昭和7年) p. 47。
- 9) チベットにおいて *Vaibhāṣika* という場合、普通 *Sarvāstivādin* を指す。cf. 拙稿「*lCañ skya* 宗義書における *Vaibhāṣika* 章について」『日本西藏学会々報』第25号 p. 2。
- 10) 水野博士は、経部は心所法を否定していると述べておられる。前掲論文、p. 50 他。
- 11) *SLL*, Tha 138 a5-143 a6。
- 12) 『界身足論』卷上、大正蔵 26, 614 b。
- 13) 『品類足論』卷三、「弁七事品」大正蔵26, 701 b-c。
『衆事分阿毘曇論』卷二、「分別七事品」大正蔵26, 634 a。
- 14) 『大毘婆沙論』卷四十二、大正蔵 27, 220 a-b。
- 15) 『雜阿毘曇心論』卷二、大正蔵 28, 881 a-c。
- 16) *SLL* に限らず、チベットにおいて毘婆沙師の教理を示す場合、一般的には *AKBh* の説に依ることが多い。cf. 前掲拙稿、p. 3。
- 17) *Grub paḥi mthaḥi rnam par bshag pa gsal bar bśad pa thub bstan lhun poḥi mdses rgyan shes bya ba las sde tshan*, (略号 *CGT*) 『東大蔵外目録』Nos. 86-88, Ka 67 a1。
- 18) 『大乘百法明門論』大正蔵 31, 855 b-c。cf. *Triṃśikāvijñaptikārikā*, Lévi ed., p. 13, kk9-14。
Bhāṣya, pp. 25-33。
- 19) *Theg pa chen poḥi chos brgya gsal baḥi sgoḥi bstan bcos*, Peking ed., No. 5564, Si 169 a4-b3。
gshan は「別」を直訳したものであろう。また、「随」は普通 Skt. の prefix *anu-* の訳であるので、*rjes su* としたのであろう。*upa-kleśa* を「随 = 煩惱」とした漢訳の方がむしろ特殊である。
- 20) 水野弘元『パーリ仏教を中心とした仏教の心識論』(山喜房 昭和39年3月) pp. 318-322。
- 21) 『大乘五蘊論』の Tib. 訳 (Peking ed., No.5560, Si 13 b7-14 a2) には *gshan du ḥgyur ba* を用いている。玄奘訳、大正蔵 31, 850 a。

- 22) *AK*, V. V. Gokhale ed., II, 35-36 a.
 viprayuktās tu saṃskārāḥ prāptyaprāpti sa-
 bhāgatā
 āsaṃjñikaṃ samāpatti jivitaṃ lakṣaṇāni ca
 [35]
 nāmakāyādayas c eti [36 a]
AKBh, Pradhan ed., p. 62, kk. 35-36 a.
- 23) *dños bshi cha dañ bcas pa ste* は *bcu bshi cha dañ bcas pa ste* の誤りかも知れない。なぜならば、心・心所などの場合にはいずれも法の数を最初

に示しているからである。

- 24) 『五蘊論』Tib. 訳 Si 17b3, 玄奘訳, 大正蔵 13, 850 a.
- 25) 筆者はかつて、「不定」の心所に貪・瞋・慢・疑の4法を数え入れることに対して疑問を呈したことがある。「不定法 (aniyatā dharmāḥ) の概念——『俱舍論』作者の意図——」『印仏研』第28巻2号, pp. 207-211。
- 26) *CGT*, Ka 66 b 5.